

施設・研修等分科会 第 22 回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第 22 回施設・研修等分科会 議事次第

日 時：平成 20 年 11 月 6 日（木）16:00～17:15

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1．開 会

2．議 題

刑事施設への官民競争入札等の導入について

- ・島根あさひ社会復帰促進センターヒアリング結果の報告
- ・主な論点と今後の検討の方向性

3．閉 会

小幡主査 それでは、第 22 回「施設・研修等分科会」を開催いたします。

本日は、前回に引き続きまして「刑事施設への官民競争入札等の導入について」が議題でございます。これまでのヒアリングを通じて出てきました論点と、今後の方向性について御議論をお願いしたいと思います。

まず、事務局において P F I により事業を民間事業者に委託している刑事施設を訪問して、視察及び意見交換を行ったということですので、それについての御報告をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。お手元の資料 1 でございます。事務局の方で島根あさひ社会復帰促進センターにつきましては 10 月 22 日、喜連川、これは栃木県でございますが、喜連川社会復帰促進センターにつきましては、先週の 29 日に視察・ヒアリングということで行っておりますので、その概要について御説明いたします。

資料 1 の方は島根あさひ社会復帰促進センターのみのものでございます。こちらの島根あさひ社会復帰促進センターにつきましては、島根県の浜田市に所在ということで、ちょうど、私、10 月 22 日に見てきたのですが、10 月 19 日に開所されたばかりということで、まだ収容者もほとんど十数名しか入っていないような状態でございます。

民間事業者につきましては、先日、専門委員の先生方に見ていただきました美祢の方とは違って、大林・A L S O K グループが S P C を組んでやっているものでございます。収容対象者は犯罪傾向の進んでいない男子収容者で、2,000 名ということで美祢の方よりも倍の定員になっております。

施設自体につきましては、美祢と同様で、コンクリート塀がなく、位置情報システム、I C タグなどを導入しまして、受刑者の独歩を行われています。職員数は国が約 200 名程度、民間の職員の方が 300 名程度ということで運営が行われております。

島根の特色としましては浜田市内の農業団地で郊外作業、農作業を実施しているというようなものがありますし、矯正教育などでは盲導犬パピーの育成プログラムなども導入しているというものでございます。

資料 1 の方でございます。島根あさひ社会復帰促進センターが所在します地方自治体と、あとは実際事業に携わっている事業者の方に話を聞いておりまして、こちらが概要をまとめたものでございます。まず、1 つ目が浜田市でございます。刑務所の誘致については反対運動のようなものはなかったということで、不安よりもその活用の期待の方が大きかった。また、法務省の担当者の方からしっかりとセンターについての説明が聞けたということが、非常に大きな効果があった。自治体としてはやはり経済的な効果が出ているということでございます。

民間委託を既存施設に拡大する場合、刑務所と自治体が情報交換できるような仕組みがやはり必要ではないか。住民や企業の苦情・相談は自治体の方に行われるため、早い段階から運営地方自治体が情報を知ること、そのトラブルの芽を摘むこともできる。また、民間委託を拡大する場合、ただ民間になったのではなく、そのことによる付加価値を示せ

るのであれば、住民に対しても十分説明ができるのではないかと考えてございます。

また、特区の認定申請との関係では、この申請自体に意味があるということではない。自治体と一緒に刑務所の運営に関わることで自治体の声を聞いてもらうような仕組みが必要ではないかという御意見でございました。

続きまして、島根県でございます。島根県は島根あさひ社会復帰促進センターのほかにも松江刑務所がございまして、そこはB級施設の刑務所があるところでございます。PFIの誘致のメリットということで、やはり経済的な効果があったということでございます。

事前に、センターができる前から民間事業者の方が地元に入って調査などを行うことで、センターの運営の考え方を地域住民に広めていたということで、理解度も高かったというものでございます。住民説明会では「危険ではないか」という声もあったが、「地域のぬくもりの声を伝えていきましょう」という声もあったということでございます。

住民説明会で逃走の心配など、やはり質問されたのですが、法務省の方からしっかりと説明をしてもらって、そこは理解が得られている。B級施設についてやはり危機感を持っている人もいるけれども、そのシステムと運営方法を住民にしっかりと説明すれば理解が得られるのではないかと考えてございます。

一番下から2つ目でございます。特区の認定申請との関係では自治体の関与がなくても、やはり刑務所と自治体、地元との関係は切り離せない。それらの中で十分な連携が図られていれば、法的申請行為でなくてもよいのではないかと御意見でした。

また、情報を積極的に公開すべきであり、入札プロセスの透明性、公正性が確保されている市場化テストのような仕組みが望ましいのではないかと。やはり住民に対する情報公開が必要ということでございます。

続いて民間事業者の関係でございます。1つ目が給食業務を行っているグリーンハウスです。ここはスチームコンベクションによる同時大量調理、クックチル方式の活用、AGVの活用、AGVとは食器を積んだ配膳台を自動で運ぶシステムですが、そういったさまざまな創意工夫を図っているというところでございました。地産地消ということで地元から資材を購入している。また、パート・アルバイトも現地から雇用しているということでございます。

既存の施設で民間委託する場合、これが4つ目の丸でございますけれども、やはり給食業務ということで、既存の施設の厨房の情報開示をしてほしい。情報を明らかにすると同時に、実際に現場を見させてもらって、どういうものかという調査の機会も必要ではないか。そういうものを見た上で創意工夫を図っていくということでございます。

犯罪傾向の進んだ被収容者がいる施設については、被収容者と接触することに対する不安がある。やはり従業員の安全確保は必要ではないかと考えてございます。

事業期間としては5年から10年程度。あとは食材センターを設置して、複数の施設を業務委託することも考えられる。ただ、地理的な制約もある一方で、スケールメリットも活かすことができるということございました。

警備業務。ここは総合警備保障でございますが、刑務所での経験が浅く、現時点では犯罪傾向の進んだ収容施設については、会社として不安があるということで、島根あさひ社会復帰促進センターでの実績・経験を積んで、何ができるかを考えていきたい。犯罪傾向の進んでいない者を収容する施設であれば、前向きに検討していきたいということでございます。

P F I 事業については、現在の事業ではペナルティーが非情に高くなっており、リスクが大きいとの話でございます。既に入っている他社の警備システムを使って、警備業務を行うことについては、特段、問題ないということで、交替も可能ではないかという御意見でございました。

委託期間は10年程度は必要ではないかということ。あとは複数の施設を対象にするのであれば、ある程度の規模以上になってしまうと、やはり業界の大手の者しか受託できなくなってしまうのではないかという御意見がございました。

次が警備・総務系システム。ここはN E C が受託してございます。警備システム自体はN E C の機器を使っており、いろいろな創意工夫を行っているということでございます。

下から2つ目の丸でございます。既存の施設に新たに警備システムを導入することについては、稼働中の施設ということで一定の制約はあるけれども、順次導入していくことは可能ではないか。ただ、既存の施設は通信回線が大容量のものが前提ではないので、そこはそれなりの技術的な工夫が必要である。

また、位置情報システムなどの導入につきましても、この位置情報の把握の仕方ということで、美祿の場合はピンポイントで位置情報を把握するというものでしたが、ここの島根あさひ社会復帰促進センターは区画に分けて、その中にいるかいないかということで位置を把握するというものでしたので、こういうやり方であれば既存の施設でも対応は可能ではないかという御意見でございます。

最後に職業訓練・矯正教育ということで、ここは大林組とP H P 研究所がやってございます。教育分野について運営を委託することによって、多様な教育手法の導入が可能となる。また、地域との協力体制も構築できるというところに効果があるということでございます。

委託期間関係はこの3つ目でございますが、10年程度は必要ではないか。また、複数施設を対象とする方がスケールメリットを活かすことができるのではないかということでございました。

民間委託をした場合は、新しいプログラムをトライアル的に実施することが可能となるということ。また、民間のこれまでの経験や人脈等を活かしてネットワークを活用していくことができるということでございました。島根あさひ社会復帰促進センターの関係は以上でございます。

事務局 続きまして、喜連川社会復帰促進センター視察・ヒアリングの御報告をさせていただきます。資料の方、お手元に「委員限り」ということで付けさせていただいており

ます。「委員限り」の参考資料2を御覧いただけますでしょうか。

喜連川の方につきましては、収容定員が2,000名。うち、今現在、収容されている人数が約1,600名ということでございます。国の職員は約250名、民間事業者の職員は約190名で運営をされているということでございます。こちらの資料の4ページから。

小幡主査 今、参考資料2を見ればよろしいのですか。

事務局 恐れ入ります。参考資料2をお願いいたします。参考資料2の4ページからが民間事業者に対してヒアリングを行った内容でございます。4ページ、一番下の丸でございます。「民と官の業務分担の課題について」ということでございますが、セコムからは、今のPFIの要求水準書で定められている中身について、一行で書かれていることの中身について幅があったり、表現できていなかったりしているということがあるということでございました。

次のページをおめくりいただきまして、5ページ。小学館集英社プロダクションの方からも業務分担があいまいであるという意見がございました。

5ページの一番下に「事業実施終了後の機械警備に要する機器の扱いについて」ということで書かせていただいております。こちらについては、セコムからその機器の提供の仕方についてはいろいろあるということで、レンタルで取り付けてその月々のサービス料金をもらうという形もあると。それから、事業者が替わったとき、警備機器を継承するというのが最初の契約の条件の中に入っていれば、撤去しないで使うこともできると思うけれども、例えばカメラについては一般的に使えるだろうけれども、各社で持っているセンサーとかシステムといったものが違うので、後々の運用がやりづらくなるということでございました。

ここの喜連川につきましては、事業の終了後、SPCが投資したのものについてはそのまま、国の財産として渡し、撤去することはないということでございました。

6ページ、1つ目の丸の「事業の実施期間について」でございますけれども、セコムについては、7、8年から10年ぐらいあれば望ましい。教育・分類業務を行っている小学館集英社プロダクションの方も7、8年ぐらい。収容関連業務を行っているエームサービスからは、最初にイニシャルコストをどれくらい持つかにもよるが、それによつては3年から5年でも差し支えはないということでございました。作業業務を行っております三井物産の方はこの間、ヒアリングでお聞きいただきました通り5年から7年ぐらいということでございました。

6ページ目、2つ目の丸。「犯罪傾向の進んでいない受刑者を収容する施設以外の施設での業務の受託について」ということでございますけれども、セコムからは、B級の受刑者がどういう行動に出るかというのが経験則的にわからない部分があるので、職員の身の安全確保ができるやり方を提示してもらって、その範囲までという線引きができれば問題はないけれども、まだ、ちょっと想像ができない部分があるということでございました。

エームサービスからも、B級に対する懸念、あるいは不安を払拭するような前提があれ

ばできるだろうと。例えばファミリーレストランのような形でセントラルキッチンを使って、そこから配送して行って、その先で再加熱を刑務官と受刑者でやってもらうという形であれば、可能ではないかということでした。

教育・分類業務を行っております小学館集英社プロダクションからは、実際に直接、受刑者と対峙する業務であるということでしたので、ちょっと、難しいのではないかと。ただし、テキストの普及ですとか、刑務官に対する指導であれば、その受託は可能であるということでした。

一枚おめくりいただきまして、7ページ目の一番下の3番目の丸でございます。喜連川は美祢、それから島根あさひと違いまして、官の方で建設をした建物の中で業務を受託しているということでしたので、「官が建設した施設で業務を受託することについて」ということで聞いてまいりました。

エームサービスからは施設の構造が個々の刑務所で全く違うと。食事に限らず、モノを運ぶ効率性が建物の配置、あるいは設計に反映されていないのではないかと感じているということでした。

三井物産からは、作業部門は生産工場であるべきにも関わらず、そのような形になっていないと。倉庫スペースが少ないとか、10トン車が入らないと。喜連川の施設内の道路については4トン車が最大という前提でつくられているということで、実際、10トン車が入れないということがあるといって、実際のオペレーションがうまくいくかどうかというのが大きなポイントになるということでした。

それから、小学館集英社プロダクションからは、教室のその専用のスペースがないということですか、分類の業務を行うときに、一対一で対峙をするものなので、人が多いところでないと少し怖いけれども、構造上、人影になってしまうようなところがあるので、そこはちょっと困るという声があるということでした。

8ページ目のエームサービスですけれども、エームサービスについては、厨房の方はエームサービスの方で設計をして、新調理、クックチルに対応できるような形になっていますが、洗濯の工場についてはクリーニング業界で実際使用しているような大型の機器を入れようとしたところ、ちょっと天井が低くて、それよりも小さい機器しか入らなかったということがあったということでした。

その次の丸で、「複数施設の業務を受託することについて」ですが、、セコムからはいろいろな規模とか専門性で考えていかざるを得ないということでした。エームサービスからは、水平展開が可能であるということでした。小学館集英社プロダクションの方も教材等の横展開の方が望ましいということでした。

続きまして、さくら市の方にもヒアリングを行いました。さくら市から聞きました内容についてですけれども、1つ目の丸で「地方公共団体からの認定申請がなくても民間委託ができるようになることについて」ですが、これについてはこの地域では何の抵抗もないということでした。

それから、次の丸の「民間委託による地域住民への影響」ということについては、住民感情としては、不安感は全くないと。開設の前に実際に市民の団体、あるいは一般市民を入れて安全管理の面を開示してくれたということが大きいのであるということでした。

続きまして、次の9ページの上から3つ目の丸でございます。「地方公共団体として民間委託に当たり事前に関与すべき点」ということですが、これについては地域と共生できる姿はやはり必要だと思つて。どこの人が来ているかわからないような隔離された施設ではなくて、共存できるような姿をつくっていくことができればいいのではないかと考えておりました。

最後、栃木県からもヒアリングを行いまして、次のページでございます。10ページ目、一番上の丸でございます。「地元経済の活性化について」ということですが、これについては、民間委託によって地域にとってプラスの効果があったのではないかと考えているということでした。

それから、2つ目の丸。「全国展開に際しての地域の不安について」ということですが、特区制度の導入に当たって法務省から地元には十分な説明があったため、さほどの懸念材料はなかったと。それから、初犯に限定した刑務所だということが大きかったということでした。

また、その特区制度についても、刑務所はそもそも国の事業であるので、特区制度にはなじまないのではないかと考えておりました。事務局からの説明は以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。美祿については、我々の方で専門委員の先生方に行っていたのですが、今回は島根あさひと喜連川について事務局からのヒアリングの御説明がありました。この件につきまして御質問がございましたら、御自由にお願ひしたいと思います。一点、よろしいですか。何か総合警備保障の方はPFI事業はペナルティーの問題があるというような話をなさったのですか。

事務局 ペナルティーのところはかなり高いということですので。

小幡主査 PFIの場合はペナルティーなど、点数でやっていくのが特徴的なので、それについてというお話ですね。

事務局 そうですね。事業費自体もかなり1,000億円近く、大きいもので、それを各年度、20年ぐらいで割ったもの掛ける5%ぐらいなので、1億円を超えてしまうと、かなり高いペナルティーとなってしまうというようなお話でございました。

小幡主査 そうすると、PFIの話ということで。

事務局 ということですね。

小幡主査 わかりました。

片山委員 これはPFIだけペナルティーがあるわけですか。

小幡主査 契約方式として、PFIは非常に点数化、ペナルティーがきついのです。

事務局 ペナルティーをかけるというやり方はございます。ディスインセンティブ。

事務局 やはり、そのディスインセンティブのようなことをつくることがあります。やはり、基準に達していない場合には何%減額とか、そういうものを盛り込んだり、むしろ逆にインセンティブという形で要求水準を大きく超えることであれば、少し増額するという仕組みをつくることは市場化テストでも可能です。

片山委員 直営でやったときに、公務員の人たちにもペナルティーはあるのでしょうか。こうこうしたら、給与減額とか。

事務局 そこは公務員自身については、懲戒処分というところでのペナルティーになります。

片山委員 懲戒というのは、例えば重大な過失とかの場合でしょう。

事務局 そうですね。

片山委員 こういうときに、官民競争をやるというときに、官でやるときには非常に鷹揚な態度で、民間に渡すときだけやたら厳しいことを要求するでしょう。経費の積算にしてもね。こういうのを改めないと、根本のところを改めないとなかなか官民競争入札の基盤ができないと思うんですよね。

事務局 そこはおっしゃるとおりで、ペナルティーの付け方もしっかりと考える必要があると思います。

片山委員 役人がやっている和不始末があっても不可抗力。民間がやると過失。こういう、非常に官尊民卑のところがあるんですよね。私はこの辺から変えていくことが、官民競争入札を進める上で非常に重要だと思いますけどね。役人もやはりだめだったら、ちゃんと民間と同じようにリスクを負うということにしないと、進まないと思います。

小幡主査 本当の官民競争入札でやった場合は、なかなかペナルティーというのは、いれられませんね。

事務局 そうですね。ペナルティーというもの競争はないと思います。

小幡主査 ないですね。

事務局 提案の中では額を入れますので、その中では多少、食わされるかもしれませんが、国の側がそれでペナルティーを見込んで入札ということは考えられないかと思います。

小幡主査 そうですね。ここらはやや本質的な議論でございますが、ほかにいかがでしょうか。

内山専門委員 そのセコムと総合警備保障でB級に対するスタンスが、何かちょっと違うような気もするのですが、そんなことはないですね。ちょっと、お話を伺ったときに総合警備保障はすごく、B級はちょっとというのであれだけ、セコムだとちょっとそこは。

事務局 セコムのご意見も、やはり、一定の工夫は必要であるということで、例えば直接対峙するようなところは国がやるべきといったような御意見ではございます。

内山専門委員 やはり、セコムはそこは直接、対峙するのは避けたいというか、そこは

共通しているんですかね。

事務局 B級施設だから絶対だめだというわけではなくて、やはり一定の何か配慮をしてもらって、その不安を拭い取ってほしいというような御意見かと思われます。

小幡主査 なかなか、業務に当たっての安全性についての話ですが、あれですね。三井物産とかエームから、不安は常につきまとうとか、若干、そういう感想はありますね。

事務局 実際のB級施設の実態を民間事業者の方が知らないというところがあって、必要以上に不安に思われている部分も、もしかしたらあるのかもしれませんが、それに当たっては、しっかりと「B級施設がこういったところだ」というところの情報開示をした上で見てもらっていく必要があるのではないかと思われます。

内山専門委員 喜連川は、美祿の方は確かA級のうちでも超A級のところだと思いますけれども、喜連川はそうでもない。普通のA。

事務局 普通のA級でございます。

小幡主査 美祿に比べると、少し違うわけですよ。

片山委員 「ぶっ殺すぞ」と言われたというのが、どこかありましたよね。そういうのは怖いですよ。こういう人は落ち込んでいないのですかね。

小幡主査 でも、作業のときは、その作業をやる民間の方と刑務官がいて、一緒にやっているわけですね。

事務局 刑務官。一緒に。

小幡主査 そうですよ。

関参事官 調理場の方は場所によります。

小幡主査 調理場では違うのですか。

関参事官 民間の方が主に指導をしていらっしゃるって、刑務官は受刑者を指導しているところ。

小幡主査 刑務官がいない。

片山委員 調理場の人と受刑者とがすれ違うとか、あるんですか。

関参事官 むしろ、調理場の中で一緒に作業をするという感じ。

片山委員 なるほど。

小幡主査 でも、その作業中は刑務官が必ずいるということではないのですか。

関参事官 刑務官はいたかな。

小幡主査 いるはずですね。

事務局 刑務官は見ているという形。

小幡主査 作業自身を見る。

事務局 そういう感じだと思います。

小幡主査 ほかにいかがでしょうか。

荒川専門委員 喜連川について。官民の業務分担が非常にあいまいでわかりにくいというところがありますけれども、これは美祿と特に何か違いがあるのでしょうか。それとも

同じような官民役割分担なのだけれども、運営上の工夫とか何かそういうところで違いが出てしまっているということでしょうか。

事務局 「美祢と」ということよりも、やはり、その要求水準書で書かれている内容について、実際にやってみないとわからないところが大きいということは話の中でありました。

小幡主査 国の、霞が関の方でつくるものが現場と必ずしも合っていないというような、そういうお話もここにありましたね。現場で現実に区切りができるような形でないと作業ができませんから、そういう問題はありそうですね。この件については、よろしゅうございましょうか。

それでは、今の報告も含めまして議事を更に進めることといたしたいと思います。これまで、関係者からのヒアリングを行いまして、そして美祢社会復帰促進センターの視察を行い、今のヒアリングも含めた報告なども含めまして、刑事施設への官民競争入札等の導入について議論を重ねてまいりました。

本日はこれらを通じて得られた論点と、今後の方向性について委員の先生方の御議論をお願いしたいと思います。まず、事務局の方にヒアリング結果のまとめと考えられる論点、今後の方向性についてたたき台を作成していただきましたので、このたたき台に沿って説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、お手元の資料2に基づきまして御説明いたしたいと思います。

こちらの資料でございますが、「刑事施設への官民競争入札等の導入について」ということで、これまで分科会の中で出てきました主な論点と、今後の検討に当たっての方向性ということで事務局がたたき台としてまとめたものでございます。

では、順に御説明いたします。まず、1ページの1番目ということで、官民競争入札等の導入についてどう考えるのか、まずは公共サービス改革の趣旨・目的との関係でどうなのかという点でございます。法務省の説明ですが、PFI刑務所における実績を踏まえると、刑事施設への官民競争入札等の導入によってサービスの質及びコストの面でさまざまな効果が期待できるということでございます。

これにつきまして、今後の検討の方向性でございますが、PFI事業における実績ですとか、民間事業者からのヒアリング結果などを踏まえますと、民間事業者による創意工夫の発揮によって、刑事施設における業務について質の維持・向上、経費の削減を実現することが期待できると思われれます。刑事施設への官民競争入札等を導入することについては、公共サービス改革の趣旨・目的に沿ったものと言えるのではないかと考えております。

ただし、今後、更に具体的な検討を進めていくに当たって、民間事業者の創意工夫の発揮というのを最大限、発揮させるような形で具体的な検討はしていく必要があるということでございます。

次に刑事施設における業務というものが公権力の行使に係るもので、国民の安心・安全に直結するという問題がございます。これについての配慮すべき事項ということござい

ます。法務省の考えといたしましては、こういったものは順次、検証しつつ、適用を広げられ、また安定的な運用を確保できるようにする必要があります。

また、官民競争入札を活用することによって、透明性、中立性、公正性が確保され、さらには、順次、検証しながら対象業務の範囲を見直すことができ、また、公法的規律によって適正かつ確実な業務、監督規定などがございますので、確実な実施や安定的な運用が確保できるのではないかと考えてございます。

こちら、今後の検討の方向性でございますけれども、公権力の行使に係る業務ということで、まさに国民の安心・安全に直結するという刑事施設における業務の性質を考えた場合に、その民間委託に当たっては透明性、中立性、公正性を確保することが必要である。また、順次、検証しながら事業の見直しを行っていく。業務の適正かつ確実な実施を確保することが必要ではないか。こういうものについては、公共サービス改革法の仕組みがなじむのではないかと考えられるということで、書かせていただいております。

2 ページ目に移りまして、地方公共団体等との関係でございます。2 - 1 でございます。これまで、刑務所の業務につきましては特区法の特例を使いまして、特区の認定申請ということで地方自治体、地方公共団体の手続的な関与がございました。この手続関与が市場化テストの方に移すことによって、なくなることについてどうかという点でございます。

まず、法務省の考え方でございますけれども、地方公共団体の申請により認定を受けて民間委託できることとしている現在の特区制度は活用しにくい。法務省側からは活用しにくい。ただし、警備に関わる業務など、民間委託をするに際しては、リスクという観点での配慮が必要であり、この点については「地域との共生」という配慮は必要ではないかということでございます。

一番右に移りまして、これまでの地方公共団体からのヒアリング結果などを踏まえますと、公権力の行使に係る業務の民間委託に当たっても、構造改革特区法における認定申請のような手続的関与は、必ずしも必要ではないのではないかと考えられます。ただし、自治体の方からはやはり自治体との意見交換をしっかりとしてほしい、あるいは自治体に対して情報をしっかりと出してほしいという御意見がございましたので、刑事施設における業務の運営に関しては地方公共団体等との連携が必要であるということで、書かせていただいております。

次に地域住民への影響ということでございます。既存の施設で公権力の行使に係る業務を民間委託することで、住民への影響がどうなるのかという点でございます。こちらは法務省としてもやはり「地域との共生」という配慮は必要だということでございます。

こちら、自治体等からのヒアリング結果を踏まえますと、既存の刑事施設において公権力の行使に係る業務を民間委託することとしても、地域住民に対して十分な説明をしっかりと行うのであれば、その点については、理解は得られるのではないかという感触でございます。ただし、その前提として、当然、民間委託をすることによって刑事施設の運営について質の維持・向上が図られる必要がある。その点については公共サービス改革法の枠

組みを用いて、しっかりとやっていく必要があるのではないかと書かせていただいております。

続きまして、3ページ目でございます。対象とする施設がどうかということでございます。現在の特区法でございますが、こちら、犯罪傾向の進んでいない受刑者を収容する施設を対象としているところでございます。

これについて法務省の考えでございますが、1つ目の丸の終わりほどからでございますけれども、官民競争入札等の対象とする場合には業務の性質に照らして対象とする施設を定めるなど、受刑者処遇の質の向上を図る観点からの見直しは必要。犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設においては、例えば警備業務などでは被収容者と直接対峙するものを民間委託することについては、懸念がある。施設の規律、秩序の関係から懸念があるということでございます。

こちら、今後の検討の方向性でございますけれども、業務委託の内容に応じて犯罪傾向の進んでいない受刑者を収容する施設以外の施設の業務を対象とすることも有効な選択肢となるのではないかと。ただし、民間事業者からのヒアリング結果などを踏まえると、やはり不安の声が聞こえてくるところでございますので、その不安を払拭するという意味もございまして、その対象とする施設に関する情報を十分に開示していく必要がある。さらに、例えば警備業務などで被収容者と直接接するような業務というところは委託の対象外とするなど、実施において支障が生じないような一定の配慮が必要ではないかというところでまとめさせていただいております。

続きまして、既存の施設を対象とすることによって民間事業者の創意工夫に一定の制約があるという点でございますが、これについての考え方でございます。法務省の御説明によりますと、既存の刑事施設は官民共同による運営を前提として整備したのではないということですので、創意工夫の発揮の観点から一定の制約が考えられるということです。このため、業務の委託に当たって一定の見直しが必要になるであろうということでございました。

これに対して、民間事業者の創意工夫の発揮の観点から、既存の刑事施設における民間委託において、例えば施設改修を要するが、その改修に限界が出てきてしまうなど、一定の制約はある。ただ、民間事業者が創意工夫をする、その発揮をする余地までがないということではなくて、その余地は十分にあるのではないかと。今後、更に具体的な検討を進めていくに当たっては、この民間事業者の創意工夫が最大限、発揮されるように検討をしていく必要があるということでまとめています。その後、検討に当たって問題となるポイントを挙げさせていただいておりますが、民間事業者に施設・設備の改修等を含め、どこまで提案を認めるかという点。あるいは改修が必要な場合の費用を官民どちらの負担でやるのかといったところなども含めて、具体的に検討をしていく必要があるのではないかとということでまとめています。

続きまして、4ページ目でございます。まず、対象業務でございます。現在、特区法の

特例の対象業務ということで、もともと対象とできる業務から広げた形で民間委託を行っており、これを更に拡大するかどうかという論点がございます。これは法務省の御説明としては、法律の根拠があれば民間委託できる業務についてはすべて特区法の方で列挙しており、業務の範囲を広げる余地は考えにくいだろうということでした。ただし、現在、特区制度は特定の施設ということで、犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設でないものという特定の施設においてその業務を幅広くできるような仕組みにしているけれども、業務の性質に照らして対象とする施設を定めるなど、受刑者処遇の質の確保、向上を図る観点からは、そこは見直しが必要ではないかということでございます。

これに対する考え方でございますけれども、現時点では対象業務を構造改革特区法において列挙されている業務と同様の範囲とすることが妥当ではないか。ただし、犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設における業務についても、個々の業務の性質、更には民間事業者が実施するに当たって不安、支障が生じないような配慮をすることで対象とすることも有効な選択肢となるのではないかとということでございます。

4 - 2でございます。業務の切出し方でございます。これは民間事業者などからのヒアリングで複数施設を対象にして、まとめて委託することも、スケールメリットを活かす観点からは考えられるのではないかと話がありました。こういった話を踏まえると、やはり業務によっては複数施設を一括して委託することも効率的な業務運営というところから、一つの方策ではないかと考えられるところでございます。

具体的な検討に当たっては、その各施設の収容対象がどうなのか、あるいは各業務の性質がどうなのかということ踏まえながら、創意工夫が最大限、発揮されるような形で具体的に検討していく必要があるだろうということでございます。

続きまして、5番目。事業実施期間でございます。法務省からのこれまでの説明によりますと、大体、5年から7年程度で適当ではないかということでございます。民間事業者等からのヒアリングも踏まえると、大体、5年から10年ぐらい必要ではないかという話もございますが、今のところ、法務省の提案の事業期間というぐらいで差し支えないのではないかと書かせていただいております。ただし、委託業務の切出し方によっては、個々の業務の性質も踏まえて実施期間を設定することも考えられるということで、書かせていただいております。

最後のページでございます。民間事業者の参入ということで、参入の見込みがあるのかどうかというところで、法務省の説明としてはPFIの実績等を踏まえるといろいろな事業者の参入は予想されることだということでございます。ただし、考え方の方でまとめておりますが、例えばもともとの施設の設備をどう取り扱うのかというところで、やはり民間事業者の参入とか、引継ぎに当たって制約になってしまうような場合も当然、考えられるところでございますので、その点については制約とならないような配慮は十分していく必要がある。その具体的な検討に当たっては、現在、PFIに参加している事業者以外の事業者からも広く意見を聞くなどして、しっかりと検討していく必要があるということ

でございます。

7番目。情報開示の点でございます。既存の施設の情報の開示をどうしているのかということで、法務省に聞きましたところ、「刑事施設の運営に関する通達」を法務省のホームページに公開している。更にPFI事業への参加を希望した民間事業者に対しては、施設参観の機会を設けるなど、鋭意、情報提供をこれまでも行ってきているところということだそうでございます。

こちらの考え方でございますが、民間事業者が創意工夫を最大限に発揮して、適切な業務運営を実施していくためには、対象となる刑事施設の施設・設備の配置に関する情報、あるいは業務運営の方法に関する情報を十分開示していく必要があるのではないかとということで、書かせていただいております。

最後に今後のスケジュールでございます。法務省の方としては、大体、平成22年度の後半ぐらいから事業を開始したいということをおっしゃっております。今後の検討といたしましては、法務省が今のところ挙げているスケジュールなども念頭に踏まえながら、全体の状況を勘案しながら、引き続き検討していくべきではないかとということで書かせていただいております。事務局からの説明は以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。ただいま、「主な論点と今後の検討の方向性について」という事務局のたたき台の説明がございましたので、このたたき台につきまして、各委員から御意見、御質問、御自由に御発言をお願いできればと思います。どの点からでも結構でございます。

片山委員 いいですか。この「地方公共団体等との関係」というところで、公権力の行使に係る業務の民間委託については、このスキームに入ると手続的関与がなくなると書いてありますけれども、この手続的関与は一般的にある部分は法律に書いてあるんですか。

事務局 現在は構造改革特別区域法の中で、特区の認定の申請をした場合に公権力の行使に係るような業務については民間委託できるというようなものが、法律に書かれております。

小幡主査 特区法。

事務局 特区で認定申請をしまして、更にその管理についても、今、運営についてもある程度、都道府県なり、市町村なりというのが関与するというやり方で、かなり自治体の関与といたしますか、今、そのサポートのようなものを得ながらやるという仕組みになっています。

片山委員 例えば、具体的にはどんな関与があるんですか。どういう場面でどういう関与があるんですか。

事務局 そこはまさに認定の申請。

事務局 まず、認定申請の段階で、事実上、誘致に近いものだと思いますけれども、こういったところで刑務所の施設を呼んで、呼び込んで、自分たちも責任を負うということと、あと管理・監督の段階でも、都道府県知事などからの指示といったものも、指導など

も入れることができるということに、今の特区法ではなっていますので。

小幡主査 「入れることができる」というのは、特区法で書いてある。

事務局 特区法は「民間委託できますよ」というところで、あとはその地方自治体はその業務の実施状況のようなものを、内閣総理大臣の方から地方自治体の方に実施状況がどうかというのを聞くということになりますので、当然、それに当たっては地方公共団体がその業務の実施状況をしっかりとモニタリングしていくということが必要になってくるということで、そのような観点から関与するということになります。。

片山委員 それは自治体がその特区で権限を、一般的な特区法だと自治体が政府の持っている権限を特区でもらいますよね。そういうときのことでないのですか。

事務局 その権限を移すというところではなくて、その特区の区域の中にあるこの刑務所の業務について民間委託できる範囲を広げるというところが、現在の特区制度になっています。その刑務所で民間委託できるようにするためには、やはりこういう自治体が積極的に認定申請をとらないと、国でやっている民間委託できる業務の範囲を広げられないという仕組みになってございます。

小幡主査 この最初の認定申請のところはよくわかるのですが、その途中の、「更にやっている最中にも関与」と言われているのですが、その法律的な意味は。

事務局 そこは実際の事業、刑務所の中の業務に自治体が実際にそこでやるということではなくて、この特区を受けた事業として自治体の方がどうかというところを、内閣総理大臣の方から認定申請を受けているのは自治体でございまして、その事業の実施状況がどうかというところを聞かれるというところがございまして、それに当たって、どう報告するというところもありますので。

小幡主査 認定申請した自治体の側として、実際、どうであったかということをお大臣に報告すると。

事務局 見ていると。

小幡主査 そのためにモニタリングをする。そういうことですね。

渡邊副主査 一つ、質問していいですか。

小幡主査 はい。

渡邊副主査 済みません。この資料2の3ページ目のところで、3-1、法務省の考え方というところで、「特定の施設（犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設でないもの等）」という書き方がしてあって、その右側の今後の検討の方向性という事務局の案では、「犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設以外」と、微妙に、まず受刑者について「犯罪傾向が進んでいる」「犯罪傾向が進んでいない」があり、施設について「施設である」「施設でない」というのがあって、ちょっと、私、どう考えたらいいのかが、今、混乱してきているのです。

まず、受刑者について言うと犯罪傾向の進んでいる受刑者と進んでいない受刑者に二分されるのか、それとも、そのいずれにも入らない真ん中のというか、スタンダードといっ

ていいのかわからないのですが、そういう受刑者の3分割を、カテゴリーを念頭に置けばいいのかというのが一つあり、何か微妙に「ないもの」というところがどこに係るかで。

小幡主査 書き分けが、意識をして書き分けられているかどうか。今の御質問の「二分」というのは、いかがでしょうか。必ず、どちらかになるという。

渡邊副主査 右で言っているものと左で言っているものと同じなのか、違うかというのが。

小幡主査 「でない」というその打ち消しのところですね。

事務局 その「でない」というところですね。

小幡主査 つまり、犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する刑事施設と、犯罪傾向の進んでいない、つまり、どちらで否定するかなのですが。

内山専門委員 進んでいない受刑者を収容する施設以外の施設が、イコール、進んでいる受刑者を収容する施設なのかどうかという観点。

小幡主査 そうであれば、同じことを言っているのですが、そこが微妙に違うとすればね。

佐久間事務局長 施設によっては両方入っているところがあると。

小幡主査 あり得ますよね。両方入っている場合にどうするかという話がありますね。ここは事務局のたたき台としては、特に意識をして書いているわけではないのですか。

事務局 ちょっと、その書き分けは意識をしているわけではなく書いてあります。

小幡主査 意識をしていないとすると、考え方を統一しなければいけないですね。まず、「現在の特区制度では」というところでいくと、今は犯罪傾向が進んでいる施設でないものにしていて。それを必ずしもそのような限定が要らない有効な選択肢になるのではないかという話ですよね。

関参事官 法務省の見解の2つ目の白丸で、「犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設において」という言い方が一方であるけれど、この言い方に置き換えるとまずいのですか。この一番右側の欄の「を対象とすることも有効な選択肢」。それで同じ意味でございますので、そのようにした方がクリアになるかと思えます。

内山専門委員 ちなみに特区法の条文的には、これは、「進んでいる受刑者を収容する施設でないもの」というのは法文の文言は。

事務局 法律上、「法務大臣の定める要件」ということで定めておりまして、この要件のところ「犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設でないこと」ということになっております。

内山専門委員 「ないこと」ということですね。

小幡主査 ただ、今、参事官のおっしゃったように書くと、やや積極的なイメージが非常に強くなるので、もう少し議論をいただいた方がよいかもしいのですが、法務省としては、犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設においては、なかなか適切でない

言っている。この2つ目の丸ですが。

事務局 そこは業務。

小幡主査 そこははっきり言っていましたか。

事務局 ここは警備業務自体が全くだめというわけではなくて、その警備業務のうちで、直接、対峙するよう業務だけを避けるということです。

小幡主査 そうですね。

事務局 その犯罪傾向の進んでいる者が入っているところが全くだめというような御趣旨ではなかったと。また、その業務の内容によって、例えば教育業務ですとか、あとは職業訓練のようなところはやっていきたいというところであったかと思います。

小幡主査 そうであるとすれば、今の原文ですが、「犯罪傾向の進んで」。渡邊副主査の御懸念もわかるのですが、この表現でもそれほど悪くもないとは思いますが。

内山専門委員 そこは先生がおっしゃるように、「犯罪傾向の進んでいる受刑者」とばっくと書いてしまうと、ちょっとね。しかも、左側の項目も続けて同じように変わってしまうことにすると、ちょっと強いかなという感じが確かにしますよね。

小幡主査 私はどちらかということ、2ページの「地域住民への影響」のところのこちらの右側の1つ目の丸ですが、ここもどちらかということ、このような書き方をしなくとも、踏まえると「犯罪傾向の進んでいない受刑者等を収容する刑事施設のみに限らず」ぐらいの方がよいような感想を持っていたのですが、既存の刑事施設ははっきり言って、いろいろなものがあるわけなので、必ずしもここに限る必要はないのではないかとということだけ言えればよいわけですね。

というのは、なかなか、民間の方の受け手を考えると、いろいろヒアリングをした雰囲気ではかなり腰が引けている状況があるので、公共サービス改革法で受けとめて、開いていくというときに、やはり慎重にはしていった方がよいかなという感じもあろうかと思えます。更にこの点でも、あるいはほかの点、いかがでしょうか。

本庄専門委員 済みません。ちょっと戻ってしまいますが、2番の2 - 1のところに関して、浜田市の方からは「情報交換できる仕組み、自治体の声を聞ける仕組みは制度として必要である」という意見が出されていて、そこはほかの自治体よりも強い調子で必要性が強調されているかなと思うのですが、特に島根あさひの場合は受刑者を外に出して、郊外、施設の外に出して集合するということをやる関係で、自治体とか地域住民等の理解を得るのが重要だったのではないかと思うのです。

地域との連携ということは新しい、刑事施設に関する法律で規定されていることで、法律としては積極的にやった方がいいだろうという立場なのですが、ただ、現状ではなかなか進んでいないという部分です。それを、なるべくできるような体制を取った方がいいだろうということを見ると、浜田市が言っているように、やはり制度として何かの仕組みを考えられないだろうかということをおもいます。その点ではやはりほかのさくら市とか月形町、美祢もそうですけど、ちょっと違うニュアンスを持って言われているのではないか

と、そういうふうに思います。

小幡主査 この点、いかがでしょうか。ただ、今のはまさに開放型のようなところは非常にそこが強くでます。

本庄専門委員 開放型というわけではなくて、例えば外部通勤とか、そういう制度が一応ありますけれども、何らかの形で施設の外に出ていくということになると、實際上、なかなか難しい。受刑者を外に連れ出していくのは難しいといえそうですが、一応、法律で、新しい法律でできることになっているので、ということです。

小幡主査 恐らく月形町の町長さんがおっしゃるように、「もう、堀の中のことは何もわかりません」、こういう状態であると、多分、自治体の方はどちらかというところと隔絶しているという意識で、おっしゃっているのですね。そこが違う状況が、新しい法律のもとで本当は生まれつつあるということも踏まえると、という話になると思います。ただ、法律でというのはなかなか難しいですね。法務省が対象を選ぶということをやりますが、そのときに何か仕組めるかということかと思いますがね。可能なのはね。

本庄専門委員 対象施設として選定するときに、やはり、自治体との協議をきちんとしていることという要件を付けたりすることは可能なのでしょうか。

事務局 市場化テストの仕組みの中でということでしょうか。

小幡主査 その中でということですね。

関参事官 法律に書けるかどうか、ちょっとわかりません。法制局はそういう協議とかそういうものがきちとした法的なものではなくて、いわゆる「意見交換をやりなさいよ」という努力義務規程とかそういうものであると、「わざわざ法律に書く意味がない」と言う可能性もあります。

ですから、ちょっと法律の条文にできるかどうかはわかりませんが、ただ、何らかの形で、民間委託をするときには、自治体、地元との意見交換とか連携をするようにということ、何らかの形で求めていくということは言えるかと。

小幡主査 要はその市場化テスト、公共サービス改革法の枠組みで来るということになると、当然、基本方針でしたか。

本庄専門委員 基本方針の方針。

小幡主査 その審査はこちらにかかってくるわけなので、ですから、こちらとしてはその前に対象を選定しているはずですから、その辺りで仕組むということは可能かもしれませんね。ですから、こちらにくるときにまずやっておくというような話ですかね。

内山専門委員 基本方針は法制局にかかる。かからないですか。

関参事官 かかります。

小幡主査 でも、基本方針に書けるかですが。

佐久間事務局長 基本方針の中にはその事業を選定する前の段階から、そういう事前の検討のところから書き始めて、確定したところでその施設名を書いてとか、過去の例としてはいろんなやり方があります。ですから、選定に着手するところから書き込んで、その

やり方について何かを書いておくというようなことは、法務省をある意味、拘束するような形になりますね。

小幡主査 ほかの委員、今の点についていかがでしょうか。

片山委員 私は余り自治体を法的にこの協議の対象などに位置付けない方がいいと思っているんですよ。というのは、自治体もさまざまです、そういうことに非常に興味があって、きちっと物が言える自治体もあるけれども、なまじそういうことを聞かれると、責任ある回答ができないところもあるんですよ。

やはり、「聞かないでほしい」とかね。「聞かなかったことにしてくれ」とか、そういうところもある。「なぜ、同意したんだ」とか言われて、説明責任を果たせないところが多いんですよ。だから、その辺はいい具合に、あんばいよくやれるような仕組みの方がいいと思います。

事務局 ですから、運用の中でうまく法務省にも。

山谷企画官 それは法律ではなくて、閣議決定で基本方針に書くという方がいいのではないかということでしょうか。

片山委員 だから、書き方によるでしょうけど。余り法律とか何かに明文で「自治体に協議して、同意をとる」とか、そういう話はかえってやぶ蛇になる可能性があるんですよ。ありがた迷惑のようなところがあるんですよ。

関参事官 例えば、実施に当たって、「もう、選ばれました」と。それで「民間委託も決まりました」と。それで実施するに当たっては自治体の意見をよく聞くとか、そういう段階であれば自治体として余り迷惑なようなことはないのではないのでしょうか。決めるときは、いつも事前に聞かれても困るということもあるかもしれません。よって、実施の段階で聞くという形。

小幡主査 実施に当たってのということであれば、当然のことでもありますし、ただ、やはり地方公共団体との協力も大事だということは込められて。

本庄専門委員 そういうことは理解できるのですが、ただ、美祿市などでも提案書作成段階から地元の対話を行うことが地元の満足を高めるといった、そういう話もあって、そこは一律にそういうふう決めない方がいいのではないかと。選定する前の段階から協議をしておいた方がいい結果が生まれる場合があるのではないかと思います。

片山委員 そういうのは目端のきいた人なら、実際、やるものではありませんか。

小幡主査 また、通常、実施の段階で揉めますので、恐らくはやるのだろうと思うのですが、ただ、書き方ですよ。

関参事官 喜連川の自治体、地元のさくら市で伺った感じは、やはり、委託が始まる前にどれほど食材を買ってくれるのかとか、そういうところについてやはり要望を述べたいというお話がありました。民間委託の是非ということよりは、実際、そういうことがあるのであれば、雇用をしてくれるのかとか、食材を買ってくれるのかとか、そういうことへの要望は非常に強いような感じはいたしました。

片山委員 それは協議とかではなくて。

関参事官 民間委託の是非というよりは、むしろ、委託するのなら雇用をちゃんとしてくれますかとか、食材をたくさん買ってくれますかとか、そういうことは地元の商工会などの意向はいろいろあるので、そういうのは。

片山委員 そういうのは委託しようとしまいと、そういう要望がありますよね。

関参事官 そうだと思います。

小幡主査 いかがでしょうか。ほかの委員の方、この点については。この2ページのところに書いてあるように、1つ目は、今の構造改革特区は認定申請を先に自治体が始まるという制度になっているのですが、少なくとも、それとは違うだろうということは異論がないと思います。

その上で、できるだけ地方公共団体との連携が必要であるということも、異論がないところだと思うのですが、どこまで拘束的なものとして仕組むかという辺りで、なかなか、法律に書くことは難しいだろうと思いますが、あとは基本方針の書き方で、多少、いろいろな場合があると思うので、本当に既存の施設の一部だけを業務委託していくというような場合に、それを対象選定のときにすべてきちんと了解を求めよというのも、やり過ぎかもしれない。そこはかなりケース・バイ・ケースになりますので。

片山委員 これを聞く趣旨は例えば不安を解消するとかということでしょう。ほかにありますか。協力を得られる。ただ、民間委託するとき、そんなに協力を必要としますか。施設設置をするときは協力が要るでしょうけれど。

小幡主査 不安の解消。

片山委員 不安の解消でしょうね。だから、その不安の解消に限って何か意見を聞きましようとか、そういう枠組みをつくってあげたらいいと思いますけどね。さっき言われたように、この際だからと、いろいろ悪乗りするところもあるんですよ。地産地消だとかね。それはそれでいいことだとは思いますが、悪乗りのたぐいですよね。だから、そこを峻別できるように、「不安の解消が目的なのです」と明示した方がいい。

それに、自治体だけではなくて、いろいろ、ほかにも民間、住民、福祉団体とか、いろんな主体があると思いますけれども、それと同じように、オープンに自治体からも意見を聞くというぐらいがいいと思います。自治体だけが何か特権的な拒否権を持つような、そういう枠組みはつくられない方がいいと思いますね。

小幡主査 ですから、拒否権のような形では、いろいろな場合がありますので、仕組みがないと思いますが、ここの方向性のところで状況によってはその選定の段階で、地方公共団体と協議した方がよい場合があるというようなことは書き加えてもよろしいと思うのです。それは物によると思いますので。そういう書き加えをここでするというところでよろしいでしょうか。

事務局 はい。

小幡主査 ほかにいかがでしょうか。

荒川専門委員 済みません。7番の「情報の開示」のところで、当然、既存の施設ですので、同じような情報開示が必要だと思うのですが、そこで応札して負けた企業、もしくはグループの守秘義務のようなところも、特に既存施設の場合は重要になってくるだろうと思いますので、法律で書くか、何で書くかというところはあると思いますけれども、そういう言及が既存の施設の場合は特に必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

小幡主査 そうですね。このお話も出たと思います。

荒川専門委員 前に。

事務局 法務省に確認しましたところ、PFIの関係では入札に参加する事業者の入札参加資格を確認した上で、一応、協定ということで、法律上の守秘義務がかかるものではなくて、あくまで紳士協定的なものだということではありますが、そういう協定を交わして図面などを開示しているというお話でございました。

小幡主査 協定。一種の契約ですね。

荒川専門委員 PFIの場合、施設をつくる場合はその受けた企業が自分で絵を描くので、その人たちしか余りわからないと思いますが、既存施設の場合は「ここに厨房があってね」とか、「ここにゲートがあってね」というところが、受ける、もしくは応札する企業全部がわからないと何のプランもできませんよね。だから、そこがより広くその参加、関心を持っている企業に広く情報が行ってしまうということがありますよね。

小幡主査 既存のものについてですね。

荒川専門委員 はい。

小幡主査 ここも一応、法務省の方で検討してもらった方がよいと思うので、やはり、「一応、配慮すべき」というような話は書き加えておいた方がよろしいのではないのでしょうか。

事務局 この「配慮すべき」と。

小幡主査 逆にこれがないと、心配で、十分な開示もできないと思うのですね。多分、開示できるところが極端に限定されてくると、現実には「入札せよ」と言っても、できませんからね。例えば、そこら辺の按配ができるような項をもう一つ、つくって。

事務局 それをここにもう一つ、書くという話ですね。

小幡主査 ほかにはいかがでしょうか。

本庄専門委員 済みません。もう一つ。5番の「実施期間」のところですが、事業者からの意見だと「最低、10年」というのも幾つか、そういう意見もありますけれども、これは感触としては、そうは言いつつも、5年か7年ということで、それで入札を見送ることはないだろうというお考えでしょうか。

事務局 今の段階で5年から7年というところに対して、「それでは、絶対、無理だ」というところまでを言えるようなものはないのかなというところで、「最低、10年」とおっしゃっている、本当にそれが最低なのかどうかというところまで、ちょっと把握ができていないというのがあります。

小幡主査 この「差し支えない」という意味はどちらなのかということですが。

事務局 一応、法務省が5年から7年とやっていますが、これで反対するところまでの意見はないですというぐらいのニュアンスとして書いたものです。

小幡主査 「ヒアリング結果を踏まえると」とあるので、今の本庄委員のような、ヒアリング結果を踏まえると別な言い方になるはずなので、「差し支えない」というのをやめるとして、5年から10年という少しきついですが。物によるということはありませんか。

事務局 ものによるというのも、当然、あるかと思えます。

小幡主査 そうだとすれば、そういう10年というのも出てきていたので、5年から10年としてもよろしいのではないのでしょうか。

片山委員 これは途中で非違事項が多いとか、解約とかがあり得るのですか。それは別だということですか。

事務局 はい。

片山委員 それなら、いいではありませんか。

内山専門委員 法務省は大体、10年と書かれて大丈夫ですから。もし、それを法務省が嫌がれば、「5年から7年程度の期間を中心として検討するのが望ましいのではないか」とか、そんな感じの、いかにも完了したところかもしれないから。

本庄専門委員 法務省は多分、10年を嫌がるのではないかと思います。

事務局 5年から7年くらいだということですが。

片山委員 10年とそう変わりませんが。

小幡主査 結局、幅があるものなので、それでやはり10年は難しいという判断をされるのであれば、7年にしかならないだろうということで、ただ、我々としては、別に必ずしも付き合う必要はないのかもしれませんが。

事務局 おっしゃるとおり、ここはあくまでも「ヒアリングの結果を踏まえたところでは、5年から10年程度というのが」という御趣旨ということで修正したいと思います。

小幡主査 そうですね。これは幅がありますので、「必ず10年にせよ」と言っているわけでもないということで、法務省さんが更に抵抗なさるということであれば、また考えますが、そうでなければ、幅のあるところで、「差し支えない」は要らないのですから、「5年程度の期間としてよいのではないか」ぐらいですか。

事務局 「してよい」と。

小幡主査 「のが適当ではないか」と。

片山委員 雇用問題もありますから、やはり、ある程度、長い方がいいと思うんですね。

小幡主査 5年はちょっと短いかもしれませんが、物によるので、事業もいろいろあって、警備とかに限りませんので、そもそもこの幅のあるものを対象としているから、期間もかなり幅を持たせておいた方がよいということでしょう。あとはいかがでしょうか。

いずれにしても、更に今後の分科会、入札監理小委員会の審議で具体的に検討というの

が、大体、付いているので、更に詰めていただければと思います。今は、論点出しをして、方向性を示してということになっておりますが、よろしゅうございましょうか。

はい。それでは、今後、更に詰めるところはたくさんあるかと思いますが、一応、こんなところで論点整理、そして今後の方向性、検討の方向性ということをもとめていきたいと思います。この案を今出た意見で修文して、更にいいものにしていければと思います。

それでは、本日の施設・研修等分科会の議題は終了いたしましたので、施設・研修等分科会はこれで終了とさせていただきますと思います。